

## (旧) 国語学会会則

1954年5月15日 制定  
1965年11月7日 改訂  
1972年10月21日 改訂  
1999年5月30日 改訂  
2000年5月28日 改訂  
2002年11月9日 改訂

第1条 本会は、国語学会と称する。

第2条 本会の事務所は、東京都文京区本郷7丁目東京大学文学部国語研究室に置く。

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第4条 本会は、国語研究の進展と研究者相互の連絡をはかることを目的とする。

第5条 本会は、上記の目的を達するため、以下の事業を行う。

雑誌『国語学』およびその他の図書の刊行、研究発表会・講演会の開催。  
その他必要な事業。

第6条 本会の会員の種類は、次の通りとする。

通常会員 本会の目的に賛同し、通常会費を前納した者。

維持会員 本会の目的に賛同し、その事業を維持するために、規定の維持会費を前納した者。

名誉会員 多年国語学の発達に寄与し、本会の事業に貢献した者のうちから、理事会が推挙し、会員総会の賛成を得た者。

第7条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会届を理事会に提出するものとする。

第8条 会員は、本会の刊行する雑誌『国語学』の配布を受ける。また『国語学』に投稿し、研究発表会に参加することができる。

第9条 本会に、会長1人、副会長1人、理事9人(会長・副会長を含む)、会計監査2人、委員若干人を置く。

第10条 1 会長は、本会を代表し、理事会を統括する。会長は、理事のうちから評議員

の投票によって選出する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合にはその職務を代行する。副会長は、会長が理事会の意見を徴した上で指名する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を議決し執行する。理事は、評議員の互選によって選出する。

- 第 11 条
- 1 委員は、会員のうちから理事会が委嘱する。
  - 2 委員は、理事会の指示に従って、庶務・会計・編集・大会運営およびその他の会務を分担する。

- 第 12 条
- 1 会長・副会長・理事および会計監査の任期は 3 年とする。ただし、ひきつづき 2 期までの重任、および期を隔てての再任は妨げない。また、会長の任期の上限は、3 期 9 年とする。
  - 2 委員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。
  - 3 会長・副会長・理事・会計監査および委員に欠員が生じた場合の処置は、そのつど理事会が判断する。
  - 4 補欠による会長・副会長・理事・会計監査および委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 会長・副会長・理事・会計監査および委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 13 条 本会に、評議員 50 人を置く。

- 第 14 条
- 1 評議員の選任は、会員の投票による。
  - 2 評議員に選任される資格条件は次の通りとする。
    - a 国語学会の個人名会員であること。ただし名誉会員を除く。
    - b 国内在住者であること。
    - c 投票の行われる年の 4 月 1 日に 70 歳未満であること。
  - 3 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を決議する。
    - a 会則の変更
    - b 会長・理事および会計監査の選任
    - c 評議員の選任に関する規則の制定および変更, ならびにその選任に関する選挙管理委員の選任
    - d 評議員の退任
    - e その他理事会から提出する案件

第 15 条 1 評議員の任期は 6 年とし、3 年ごとにほぼ半数を改選する。ただし、再選を

妨げない。なお、改選の行われる年の4月1日に67歳以上の新任・再任の評議員の任期は、上記の規定にかかわらず3年とする。

- 2 評議員に欠員が生じた場合は、次の評議員改選に際して補欠選任を行うものとする。補欠選任された評議員の任期は3年とする。
- 3 評議員は、その任期満了後でも、改選が行われるまでは、その任にあるものとする。

- 第16条
- 1 本会の事務を処理するため、書記その他の職員を置くことができる。
  - 2 職員は、会長が任免する。また、職員は有給とする。

- 第17条
- 1 理事会または評議員会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事4人以上から請求された場合には理事会を、また評議員10人以上から請求された場合には評議員会を、招集しなければならない。
  - 2 理事会の議長は会長とし、評議員会の議長はそのつど出席評議員の互選によって定めるものとする。

- 第18条
- 1 理事会または評議員会は、理事または評議員の現在数の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、議事についてあらかじめ書面で意思表示した者は、出席者とみなす。
  - 2 議事は、出席した理事または評議員の過半数で決する。ただし、会則の変更および評議員の退任を決するには、評議員現在数の3分の2が賛成しなければならない。

第19条 会員総会は、毎年1回会長が招集する。

- 第20条
- 1 本会の事業遂行に必要な経費は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実、寄付金およびその他の収入で支弁する。
  - 2 本会の会計は、毎年1回会員に報告する。

第21条 この会則に必要な細則は、理事会で定める。

- 付則
- 1 この会則は、1972年10月21日から施行する。
  - 2 この会則による第1回の評議員の選任は、1973年4月30日までに行うものとする。
  - 3 従来の方則による評議員は、この会則による第1回の評議員が選任されるまで、その任にあるものとする。
  - 4 この会則による第1回の評議員の選任に関する規則は、従来の方則による評議員

が定める。

- 5 この会則による第1回の評議員の選任によって選任された評議員のうち半数の任期は、第15条の規定にかかわらず、3年とする。該当する評議員は、前項にいう規則によって定める。

付則 この会則は2002年11月9日から施行する。